

【注意喚起】総領事館職員を装った特殊詐欺

【ポイント】

○最近、当館管轄州内において、在シカゴ日本国総領事館の職員を装い、「警視庁から封書が届いている。」「総領事館まで封書を受け取りに来ることが出来るか。」などと不安をあおる詐欺と思われる電話を受けたとの連絡が複数寄せられています。

○現時点では、被害の通報はありませんが、今後も同様の手口の詐欺電話が頻発する可能性があります。総領事館、警察などの公的機関が、電話で多額の金銭を求めるることはあり得ません。金銭を要求された際には、詐欺の可能性が非常に高いため、通話を切り、警察に御相談ください。

【本文】

● 犯行手口

1 在シカゴ日本国総領事館の職員を名乗る者（当館代表電話番号（312）280-0400ではない電話番号。日本語を話す男性。）から、「警視庁から封書が届いている。」「総領事館まで封書を受け取りに来ることが出来るか。」などと電話があり、遠方のため受け取りに行くことができないと伝えると、「では、これより封書を開封する。」と言われた。

2 「あなたは本当に、総領事館の職員なのか。」と問い合わせたところ、電話を切断された。

● 予想されるその後の展開

1 「文書には、『〇〇日までに、警視庁〇〇署まで出頭してください。』『〇〇罪で逮捕状が出ている。』『マネーローンダリングの容疑がかかっている。』などと書かれている。」など警察の捜査が及んでいるかのような不安を煽る。

2 「文書の発出元の警視庁〇〇署の電話番号を今からお伝えするので、電話してもらいたい。」と電話番号を伝える。

3 指定された電話番号に電話をすると、警察署の刑事を名乗る者が出て、「逮捕状が出ている。」「〇〇罪の容疑がかかっている。」とさらに不安を煽った上で、「あらかじめ保釈金を支払えば、逮捕されることはない。」「容疑が晴れれば、保釈金は返金される。」などと言い、金銭を要求する。

● 被害防止対策

1 身近な人に相談する。

一旦通話を切って、必ず親族や知人に相談しましょう。詐欺グループは銀行の凍結や逮捕といった言葉を巧妙に使って被害者を焦らせ、正常な判断ができなくなるよう仕掛けてきます。絶対に一人で抱え込まずに周りに相談し、客観的な助言を求めるようにされてください。

2 自ら事実確認を行う。

仮に着信画面に表示された電話番号が、実在する正規の電話番号と同一であったとしても、上記犯行手口に類似する内容の話があった場合は、一度通話を切り、自ら総領事館や警察に電話をかけ、事実確認を行ってください。

また、ビデオ通話などで警察バッジや証明書等を見せられた場合には、名前と識別番号などを控え、理由をつけて一度通話を切り、管轄の警察署へ連絡の上、控えた情報を伝えて、実在する警察官なのか確認してください。

3 金銭の要求は「必ず疑う」。

総領事館や警察などの公的機関が、電話で多額の金銭を求めるることはあり得ません。多額の金銭を要求された際には、詐欺の可能性が非常に高いため、通話を切り、総領事館又は警察に御相談ください。（総領事館では、旅券や各種申請手数料など、事前に申請を頂いたものの手数料などを電話で御案内することがあります、あくまでも手数料等の少額なものに限られます。）

在留邦人の皆様におかれでは、上記を参考に、詐欺被害に遭わないよう十分ご注意いただきますようお願いします。また、類似した内容の電話があった際には落ち着いて対応し、必要に応じて警察へ相談いただくなど、慎重に御対処ください。

※ この情報は、お知り合いの方にもお知らせください。

※ このメールは、在留届にて届け出られたメールアドレスに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

※ 「在留届」を提出された方で帰国、他国（州）へ転居された方は、以下のＵＲＬから帰国又は転出届を提出願います。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

【問い合わせ先】

在シカゴ日本国総領事館

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp